

所沢市省エネ啓発機器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市内における家庭・事業者部門の省エネルギー啓発を目的として、市民等に対する省エネナビ(分電盤等に設置し電気使用量を記録・表示する計測装置)等の省エネ啓発機器(以下「省エネ啓発機器」という。)の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 省エネ啓発機器の貸出しを受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) その他本要綱の趣旨に沿うものとして市長が認めるもの

(貸出方法等)

第3条 省エネ啓発機器の貸出しを受けようとするものは、所沢市省エネ啓発機器貸出申込書(別記様式)に必要事項を記入のうえ、提出しなければならない。この場合において、省エネ啓発機器の貸出しを受けようとするものが個人にあっては氏名及び住所、法人その他の団体にあっては名称及び所在地を証明することのできる書類等を提示するものとする。

- 2 省エネ啓発機器の貸出期間は、貸出しの翌日から起算して一箇月以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、貸出期間を延長することができる。
- 3 省エネ啓発機器の貸出料金は、無料とする。

(貸出しを受けたものの義務及び損害賠償)

第4条 省エネ啓発機器の貸出しを受けたものは、これを亡失又はき損したときは、自らの負担で、原状に復し、又は省エネ啓発機器現品により返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(協力)

第5条 市長は、省エネ啓発機器の貸出しを受けたものに対し、省エネルギー効果等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。